

政令第 号

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第四条第一項の事業の区分及び規模を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和二年法律第三十八号）第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第四条第一項の事業の区分及び規模を定める政令（令和三年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

第一項の表に次のように加える。

|   |  |
|---|--|
| 三<br>デジタルプラットフォーム提供者が一般利用者に対して情報の検索又は文字、画像若しくは映像の投稿による他の一般利用者との交流を目的とする場を提供し、及び当該場において商品等提供利用者が一般利用者に対して商 | 年度におけるデジタルプラットフォーム提供者による商品等提供利用者の商品等に係る情報を広告として表示する役務の提供（当該事業に係る場におけるものに限る。）に係る国内売上額が千億円 |
|---|--|

|  |  |
|--|--|
|  | <p>品等に係る情報を広告として表示する事業であつて、次のいずれにも該当するもの</p> <p>イ 商品等提供利用者が主として事業者であり、かつ、一般利用者が主として事業者以外の者であること。</p> <p>ロ 商品等に係る情報を表示すべき商品等提供利用者を主として競りにより決定するものであること。</p> |
| <p>四</p> <p>商品等提供利用者が一般利用者に対して自らの広告表示枠（文字、画像又は映像を広告として表示するために電子計算機を用いた情報処理により構築した場所をいう。以下この号において同じ。）において一般利用者の広告</p> | <p>年度における商品等提供利用者による広告表示枠において広告素材を広告として表示する役務の提供（当該事業に係る場におけるものに限る。）に係る国内売上額の合計額が五百億円</p>  |

素材（広告として表示すべき文字、画像又は映像であつて、電子的方式、磁气的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作成され、及び記録されたものをいう。以下この号において同じ。）を広告として表示する役務を提供する事業であつて、次のいずれにも該当するもの

イ 商品等提供利用者及び一般利用者が主として事業者であること。

ロ その広告表示枠において一般利用者の広告素材を広告として表示する役務を提供すべき商品等提供利用者を主として競りにより決定するものであること。

附 則

この政令は、令和四年八月一日から施行する。

## 理由

特定デジタルプラットフォーム提供者の指定に係る事業の区分として、情報の検索等を目的とする場において商品等に係る情報を広告として表示する事業等を追加し、これらの事業について当該指定に係る規模を定める必要があるからである。